

民事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

第一 民事訴訟法の一部改正（第一条関係）

一 秘密保護のための閲覧等の制限

1 秘密保護のための閲覧等の制限の申立て（訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを理由とするものに限る。2及び3において同じ。）があつた場合において、当該申立て後に第三者がその訴訟への参加をしたときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対し、その参加後直ちに、その参加があつた旨を通知しなければならないものとする。ただし、当該申立てを却下する裁判が確定したときは、この限りでないものとする。 （第九十

二条第六項関係）

2 1本文の場合において、裁判所書記官は、1の規定による通知があつた日から二週間を経過する日までの間、その参加をした者に秘密保護のための閲覧等の制限の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせてはならないものとする。ただし、二2(二)の申立てがされたときは、この限りでないものとする

こと。(第九十二条第七項関係)

3 1及び2の規定は、1の参加をした者に秘密保護のための閲覧等の制限の申立てに係る秘密記載部分の閲覧等をさせることについて当該申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しないものとする。 (第九十二条第八項関係)

二 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

1 申立人の住所、氏名等の秘匿

(一) 申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所(以下(一)及び(二)において「住所等」という。)の全部又は一部が当事者に知られることによつて当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることが出来るものとする。申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足る事項(二)において「氏名等」という。)についても、同様とするものとする。 (第三百三十三

条第一項関係)

(二) (一)の申立てをするときは、(一)の申立て等をする者又はその法定代理人(以下二において「秘匿対象者」という。)の住所等又は氏名等(二)において「秘匿事項」という。)その他最高裁判所規則で定める事項を書面により届け出なければならぬものとする。 (第百三十三条第二項関係)

(三) (一)の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、(二)の規定による届出に係る書面(二)において「秘匿事項届出書面」という。)の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができないものとする。 (第百三十三条第三項関係)

(四) (一)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるとすること。 (第百三十三條第四項関係)

(五) 裁判所は、秘匿対象者の住所又は氏名について(一)の決定(以下二において「秘匿決定」という。)をする場合には、当該秘匿決定において、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を定めなければならないものとする。この場合において、その事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載したときは、民事訴訟法その他の

法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなすものとする。と。（第三百三十三条第五項関係）

2 秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則

(一) 秘匿決定があつた場合には、秘匿事項届出書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限るものとする。 （第三百三十三条の二第一項関係）

(二) (一)の場合において、裁判所は、申立てにより、決定で、訴訟記録等（訴訟記録又は訴えの提起前における証拠収集の処分の申立てに係る事件の記録をいう。4(一)及び(二)において同じ。）中秘匿事項届出書面以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載され、又は記録された部分(三)において「秘匿事項記載部分」という。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限ることができるとすること。（第三百三十三条の二第二項関係）

(三) (二)の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該秘匿決定に係る秘匿

対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができないものとする。 (第百三十三条の二第三項関係)

- (四) (二)の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるとすること。 (第百三十三条の二第四項関係)

3 送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則

裁判所は、当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達に関する事項を記載した書面その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができるときを当該当事者又は当該法定代理人に限ることができるとすること。当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を嘱託した場合についても、同様とするものとする。 (第百三十三条の三関係)

4 秘匿決定の取消し等

- (一) 秘匿決定、2(二)の決定又は3の決定(二)及び七)において「秘匿決定等」という。)に係る者以外の者は、訴訟記録等の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その決定の取消しの申立てをすることができるものとする。 (第三百三十三條の四第一項關係)
- (二) 秘匿決定等に係る者以外の当事者は、秘匿決定等がある場合であっても、自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、訴訟記録等の存する裁判所の許可を得て、2(一)若しくは(二)又は3の規定により閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求が制限される部分につきその請求をすることができるものとする。 (第三百三十三條の四第二項關係)
- (三) 裁判所は、(二)の規定による許可の申立てがあつた場合において、その原因となる事実につき疎明があつたときは、これを許可しなければならぬものとする。 (第三百三十三條の四第三項關係)
- (四) 裁判所は、(一)の取消し又は(二)の許可の裁判をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ

当該各号に定める者の意見を聴かなければならないものとする。 (第百三十三條の四第四項關係)

)

(1) 秘匿決定又は2(二)の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る秘匿対象者

(2) 3の決定に係る裁判をするとき 当該決定に係る当事者又は法定代理人

(五) (一)の取消しの申立てについての裁判及び(二)の許可の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるとすること。 (第百三十三條の四第五項關係)

(六) (一)の取消し及び(二)の許可の裁判は、確定しなければその効力を生じないものとする。 (第百三十三條の四第六項關係)

(七) (二)の許可の裁判があつたときは、その許可の申立てに係る当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その許可により得られた情報を、当該手続の追行の目的以外の目的のために利用し、又は秘匿決定等に係る者以外の者に開示してはならないものとする。 (第百三十三條の四第七項關係)

第二 民事訴訟法の一部改正 (第二條關係)

一 補助参加人の訴訟行為等

次に掲げる請求に関する規定の適用については、補助参加人（当事者が異議を述べた場合において補助参加を許す裁判が確定したもの及び当事者が異議を述べることができなくなったものに限る。）を当事者とみなすものとする。こと。（第四十五条第五項関係）

1 非電磁的訴訟記録（六1）に規定する非電磁的訴訟記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求

2 電磁的訴訟記録（六2（一）に規定する電磁的訴訟記録をいう。）の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供の請求

3 七に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求

二 訴訟費用額の確定手続

訴訟費用額の確定の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から十年以内になければならない

ものとする。 (第七十一条第二項関係)

三 担保の取消し

訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があつたものとみなすものとする。 (第七十九条第三項関係)

四 映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等

1 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、口頭弁論の期日における手続を行うことができるものとする。 (第八十七条の

二第一項関係)

2 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができるものとする。 (第八十七条の二第二項関係)

3 1又は2の期日に出頭しないでその手続に参与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。 (第八十七条の二第三項関係)

五 和解の試み等

1 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができるものとする。 (第八十九条第二項関係)

2 1の期日に出頭しないで1の手続に参与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。 (第八十九条第三項関係)

3 裁判長の訴訟指揮権、訴訟指揮等に対する異議、通訳人の立会い等及び弁論能力を欠く者に対する措置に関する規定は、和解の手続について準用するものとする。 (第八十九条第四項関係)

4 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、1の規定並びに3において準用する裁判長の訴訟指揮権、通訳人の立会い等及び弁論能力を欠く者に対する措置に関する規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。 (第八十九条第五項関係)

六 訴訟記録の閲覧等

1 非電磁的訴訟記録の閲覧等

- (一) 何人も、裁判所書記官に対し、非電磁的訴訟記録（訴訟記録中2(一)に規定する電磁的訴訟記録を除いた部分をいう。以下1において同じ。）の閲覧を請求することができるものとする。 （第九十一条第一項関係）

- (二) 公開を禁止した口頭弁論に係る非電磁的訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、(一)の規定による請求をすることができるものとする。非電磁的訴訟記録中和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）等に係る部分についても、同様とするものとする。 （第九十一条第二項関係）

2 電磁的訴訟記録の閲覧等

- (一) 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録（訴訟記録中民事訴訟法その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル(二)及び(三)、七並びに十四3(一)(2)を除き、以下単に「ファイル」という。

（一）に記録された事項（十六五及び十八二（一）において「ファイル記録事項」という。）に係る部分をいう。以下同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができるものとする。こと。（第九十一条の二第一項関係）

（二） 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的訴訟記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができるものとする。こと。（第九十一条の二第二項関係）

（三） 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的訴訟記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であ

つて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的訴訟記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができるものとする。 (第九十一条の二第三項

関係)

(四) 1(二)の規定は、(一)及び(二)の規定による電磁的訴訟記録に係る閲覧及び複写の請求について準用するものとする。 (第九十一条の二第四項関係)

七 訴訟に関する事項の証明

当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、訴訟に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法によ

り提供することを請求することができるものとする。 (第九十一条の三関係)

八 秘密保護のための閲覧等の制限

1 裁判所は、秘密保護のための閲覧等の制限の申立て（訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることを理由とするものに限る。2において同じ。）があつた場合において、当該申立てに係る営業秘密がその訴訟の追行の目的以外で利用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため特に必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録中当該営業秘密が記録された部分につき、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録から消去する措置その他の当該営業秘密の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるとすること。(第九十二条第九項関係)

2 1の規定による電磁的訴訟記録から消去する措置が講じられた場合において、その後に秘密保護のための閲覧等の制限の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該営業秘密が記載され、又は記録された部分をファイルに記録

しななければならないものとする。こと。（第九十二条第十項関係）

九 専門委員の関与

専門委員は、書面による説明に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により説明を行うことができるものとする。こと。（第九十二条の二第二項関係）

十 知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務

裁判所は、裁判所調査官に、知的財産に関する事件において電磁的記録の提出義務又は検証の目的の提示義務の有無を判断するための手続を行わせることができるものとする。こと。（第九十二条の八第一号ハ関係）

十一 期日の指定及び変更

期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行うものとする。こと。（第九十三条第一項関係）

十二 期日の呼出し

1 期日の呼出しは、次の各号のいずれかに掲げる方法その他相当と認める方法によってするものとする。こと。（第九十四条第一項関係）

(一) ファイルに記録された電子呼出状（裁判所書記官が、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判長が指定した期日に出頭すべき旨を告知するために出頭すべき者において出頭すべき日時及び場所を記録して作成した電磁的記録をいう。2及び三十五において同じ。）を出頭すべき者に対して送達する方法

(二) 当該事件について出頭した者に対して期日の告知をする方法

2 裁判所書記官は、電子呼出状を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならないものとする。こと。（第九十四条第二項関係）

十三 訴訟行為の追完

当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にす

べき訴訟行為の追完をすることができるとすること。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、二月とするものとする。こと。（第九十七条第一項関係）

十四 送達

1 送達報告書

送達をした者は、送達に関する事項を記載した書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができるものとする。この場合において、当該送達をした者は、当該書面を提出したものとみなすものとする。こと。（第百条第二項関係）

2 電磁的記録の送達

(一) 電磁的記録の送達は、特別の定めがある場合を除き、書類の送達に関する規定の定めるところにより、民事訴訟法その他の法令の規定によりファイルに記録された送達すべき電磁的記録（以下単に「送達すべき電磁的記録」という。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面によつ

(一) 2(二)の規定による送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずるものとする。

(第百九条の三第一項関係)

(1) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項を最高裁判所規則で定める方法により表示をしたものの閲覧をした時

(2) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録されている事項についてその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をした時

(3) 2(二)本文の通知が発せられた日から一週間を経過した時

(二) 送達を受けるべき者がその責めに帰することができない事由によって(一)(1)の閲覧又は(一)(2)の記録をすることができない期間は、(一)(3)の期間に算入しないものとする。 (第百九条の三第二項関係)

4 電子情報処理組織による送達を受ける旨の届出をしなければならない者に関する特例

(一) 2(二)ただし書の規定にかかわらず、十七2(一)各号に掲げる者に対する2(二)の規定による送達は、その者が2(二)ただし書の届出をしていない場合であってもすることができるとすること。この場合においては、2(二)本文の通知を発することを要しないものとする。 (第百九条の四第一項関係)

- (二) (一)の規定により送達をする場合における3の規定の適用については、3(一)(3)中「通知が発せられた」とあるのは、「措置がとられた」とするものとする。 (第百九条の四第二項関係)

5 公示送達

- (一) 公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を最高裁判所規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、当該事項が記載された書面を裁判所の掲示場に掲示し、又は当該事項を裁判所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。 (第百十一条関係)

- (1) 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

- (2) 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に2(一)の書面を交付し、又は2(二)本文の規定による措置をとるとともに、2(二)本文の通知を発すべきこと。

(二) 公示送達は、(一)の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずるものとする。ただし、同一の当事者に対する二回目以降の公示送達は、(一)の規定による措置を開始した日の翌日にその効力を生ずるものとする。 (第百十二条第一項)

十五 受継についての裁判

三十四の規定による三十四(一)に規定する電子判決書又は電子調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあつた場合には、その判決をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならぬものとする。 (第百二十八条第二項関係)

十六 訴えの提起前における証拠収集の処分等

1 訴えの提起前における照会

(一) 訴えを提起しようとする者が訴えの被告となるべき者に対し訴えの提起を予告する通知(以下「予告通知」という。)を書面とした場合には、その予告通知をした者(以下「予告通知者」という。)は、その予告通知を受けた者(以下「被告予告通知者」という。)に対し、その予告通知をした日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証を準備するために必要である

ことが明らかな事項について、相当の期間を定めて、書面により、又は被予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて最高裁判所規則で定めるものをいう。以下同じ。）のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができるとすること。（第百三十二条の二第一項関係）

(二) 予告通知をする者は、(一)の規定による書面による予告通知に代えて、当該予告通知を受ける者の承諾を得て、電磁的方法により予告通知をすることができるとすること。この場合において、当該予告通知をする者は、(一)の規定による書面による予告通知をしたものとみなすものとする。こと。（第百三十二条の二第四項関係）

(三) 予告通知者は、(一)の規定による書面による照会に代えて、被予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により照会をすることができるとすること。（第百三十二条の二第五項関係）

(四) 被予告通知者(一)の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除く。）は、(一)の規定による書面による回答に代えて、予告通知者の承諾を得て、電磁的方法により回答をすることができるとすること。この場合において、被予告通知者は、(一)の規定による

書面による回答をしたものとみなすものとする。 (第百三十二条の二第六項関係)

- (五) 被予告通知者は、予告通知者に対し、当該予告通知者がした予告通知の書面に記載された請求の要旨及び紛争の要点に対する答弁の要旨を記載した書面でその予告通知に対する返答をしたときは、予告通知者に対し、その予告通知がされた日から四月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起された場合の主張又は立証を準備するために必要であることが明らかな事項について、相当の期間を定め、書面により、又は予告通知者の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより回答するよう、書面により照会をすることができるとすること。 (第百三十二条の三第一項関係)

- (六) (二)から(四)までの規定は、(五)の場合について準用するものとする。この場合において、(二)中「書面による予告通知」とあるのは「書面による返答」と、「電磁的方法により予告通知」とあるのは「電磁的方法により返答」と読み替えるものとする。 (第百三十二条の三第二項関係)

2 訴えの提起前における証拠収集の処分

裁判所は、予告通知者又は1(五)の返答をした被予告通知者の申立てにより、当該予告通知に係る訴えが提起された場合の立証に必要であることが明らかな証拠となるべきものについて、申立人がこれを自

ら収集することが困難であると認められるときは、その予告通知又は返答の相手方（以下十六において単に「相手方」という。）の意見を聴いて、訴えの提起前に、文書の所持者にその文書の送付を嘱託し、又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその電磁的記録の送付を嘱託することができるものとする。 （第三百三十二条の四第一項第一号関係）

3 証拠収集の処分 of 管轄裁判所等

2の処分 of 申立ては、申立人若しくは相手方 of 普通裁判籍 of 所在地又は文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所を管轄する地方裁判所にしなければならないものとする。

（第三百三十二条 of 五第一項関係）

4 証拠収集 of 処分 of 手続等

(一) 裁判所は、2の処分をする場合には、嘱託を受けた者が文書又は電磁的記録 of 送付をすべき期間を定めなければならないものとする。 （第三百三十二条 of 六第一項関係）

(二) 訴え of 提起前における調査又は意見 of 陳述 of 嘱託を受けた者又は調査 of 命令を受けた者（以下「嘱託等を受けた者」という。）は、書面による調査結果 of 報告又は意見 of 陳述に代えて、最高裁判所規

則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法による調査結果の報告又は意見の陳述を行うことができるものとする。この場合において、当該嘱託等を受けた者は、書面による調査結果の報告又は意見の陳述をしたものとみなすものとする。

(第三百三十二条の六第三項関係)

(三) 裁判所は、2の処分に基づいて文書又は電磁的記録の送付がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならないものとする。この場合において、送付に係る文書又は電磁的記録を記録した記録媒体等については、十七4の規定は、適用しないものとする。(第三百三十二条の六第四項関係)

(四) 裁判所は、5の手続による申立人及び相手方の利用に供するため、(三)に規定する通知を発した日から一月間、送付に係る文書若しくは電磁的記録又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面若しくは電磁的記録を保管しなければならないものとする。(第三百三十二条の六第五項関係)

(五) 二十七2(二)の規定は、2の処分について準用するものとする。(第三百三十二条の六第六項関係)

5 事件の記録の閲覧等

六1(一)の規定は非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等（訴えの提起前における証拠収集の処分の申立てに係る事件の記録（ファイル記録事項に係る部分を除く。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製をいう。十八1(二)において同じ。）の請求について、六2の規定は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等（訴えの提起前における証拠収集の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分の閲覧若しくは複写又はファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはファイル記録事項の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供をいう。十八1(二)において同じ。）の請求について、七の規定は訴えの提起前における証拠収集の処分の申立てに係る事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供の請求について、それぞれ準用するものとする。 （第百三十二条の七関係）

十七 電子情報処理組織による申立て等

1 電子情報処理組織による申立て等

- (一) 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関する民事訴訟法その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下十七において同じ。）をもつてするものとされているものであつて、裁判所に對してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に對してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用して当該書面等に記載すべき事項をファイルに記録する方法により行うことができるものとする。こと。（第三百三十二条の十第一項関係）
- (二) (一)の方法によりされた申立て等（以下「電子情報処理組織を使用する申立て等」という。）については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用するものとする。こと。（第三百三十二条の十第二項関係）
- (三) 電子情報処理組織を使用する申立て等は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る事項が

ファイルに記録された時に、当該裁判所に到達したものとみなすものとする。 (第三百三十二条の十第三項関係)

(四) 電子情報処理組織を使用する申立て等がされたときは、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達は、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に係る法令の規定にかかわらず、当該電子情報処理組織を使用する申立て等によりファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達によつてするものとする。 (第三百三十二条の十第五項関係)

(五) (四)の方法により行われた電子情報処理組織を使用する申立て等に係る送達については、当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該電子情報処理組織を使用する申立て等に関する法令の規定を適用するものとする。 (第三百三十二条の十第六項関係)

2 電子情報処理組織による申立て等の特例

(一) 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める事件の申立て等をするときは、1(一)の方法により、これを行わなければならないものとする。ただし、口頭ですることができる申立て等について

て、口頭でするときは、この限りでないものとする。 (第百三十二条の十一第一項関係)

(1) 訴訟代理人のうち委任を受けたもの (簡易裁判所においてその許可を得て訴訟代理人となったものを除く。) 当該委任を受けた事件

(2) 国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律 (昭和二十二年法律第百九十四号) 第二条、第五条第一項、第六条第二項、第六条の二第四項若しくは第五項、第六条の三第四項若しくは第五項又は第七条第三項の規定による指定を受けた者 当該指定の対象となった事件

(3) 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百五十三条第一項の規定による委任を受けた職員 当該委任を受けた事件

(二) (一)各号に掲げる者は、十四 2 (二)ただし書の届出をしなければならないものとする。 (第百三十

二条の十一第二項関係)

(三) (一)の規定は、(一)各号に掲げる者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合には、適用しないものとする。 (第百三十二条の十一第三項関係)

3 書面等による申立て等

- (一) 申立て等が書面等により行われたとき（2（一）に違反して行われたときを除く。）は、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならないものとする。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。（第三百三十二条の十二第一項関係）
- (1) 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに秘密保護のための閲覧等の制限の申立て（訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等に記載された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該閲覧等の制限の申立てが却下されたとき又は当該閲覧等の制限の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された営業秘密

(2) 書面等により十八 1(一)の規定による届出があつた場合 当該書面等に記載された事項

(3) 当該申立て等に係る書面等について、当該申立て等とともに第一の二 2(二)の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該第一の二 2(二)の申立てが却下されたとき又は当該第一の二 2(二)の申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等に記載された秘匿事項記載部分

(二) (一)の規定によりその記載された事項がファイルに記録された書面等による申立て等に係る送達は、当該申立て等に係る法令の規定にかかわらず、ファイルに記録された事項に係る電磁的記録の送達をもって代えることができるものとする。 (第三百三十二条の十二第二項関係)

(三) (二)の方法により行われた申立て等に係る送達については、当該申立て等に関する法令の規定に規定する送達の方法により行われたものとみなして、当該送達に関する法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用するものとする。 (第三百三十二条の十二第三項関係)

4 書面等に記録された事項のファイルへの記録等

裁判所書記官は、3(一)に規定する申立て等に係る書面等のほか、民事訴訟に関する手続において民事

訴訟法その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）をファイルに記録しなければならないものとする。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでないものとする。 （第三百三十二条の十三関係）

- (一) 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに秘密保護のための閲覧等の制限の申立て（訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることを理由とするものに限る。）がされた場合において、当該書面等若しくは当該記録媒体に記載され、若しくは記録された営業秘密がその訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された営業

秘密

- (二) 当該記録媒体を提出する方法により十八(一)の規定による届出があつた場合 当該記録媒体に記録

された事項

- (三) 当該書面等又は当該記録媒体について、これらの提出とともに第一の二二(二)の申立てがされた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該申立てが却下されたとき又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該書面等又は当該記録媒体に記載され、又は記録された第一の二二(二)に規定する秘匿事項記載部分
- (四) 第一の二三の規定による決定があつた場合において、裁判所が必要があると認めるとき（当該決定を取り消す裁判が確定したときを除く。） 当該決定に係る書面等及び電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録された事項

十八 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

1 申立人の住所、氏名等の秘匿

- (一) 第一の二一(一)の申立てをするときは、当該申立て等をする者又はその法定代理人（以下十八において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等その他最高裁判所規則で定める事項を書面その他最高裁判所規則で定める方法により届け出なければならぬものとする。 （第三百三十三条第二項関

係)

(二) 第一の二1(一)の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該申立てに係る秘匿対象者以外の者は、訴訟記録等（訴訟記録又は訴えの提起前における証拠収集の処分申立てに係る事件の記録をいう。）中(一)の規定による届出に係る部分について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。）の請求をすることができないものとする。 （第百三十三条第三項関係）

2

秘匿決定があつた場合における閲覧等の制限の特則

(一) 裁判所は、第一の二2(二)の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は訴えの提起前における証拠収集の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下(一)及び(二)において同じ。）中当該秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。 （第百三十三条の二第五項関係）

(二) (一)の規定による電磁的訴訟記録等から消去する措置が講じられた場合において、その後第一の二(二)の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てに係る決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は、当該秘匿事項記載部分をファイルに記録しなければならないものとする。 (第三百三十三条の二第六項関係)

3 送達をすべき場所等の調査嘱託があつた場合における閲覧等の制限の特則

2(一)及び(二)の規定は、第一の二三の規定による決定があつた場合について準用するものとする。 (第三百三十三条の三第二項関係)

十九 訴えの提起の手数料の納付がない場合の訴状却下

1 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に当該手数料を納付すべきことを命ずる処分をしなければならないものとする。 (第三百三十七条の二第一項関係)

2 1の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずるものとする。 (第三百三十七条の二第二項関係)

3 1の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内になければならぬものとする。 (第三百三十七条の二第三項関係)

4 3の異議の申立ては、執行停止の効力を有するものとする。 (第三百三十七条の二第四項関係)

5 裁判所は、3の異議の申立てがあつた場合において、1の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならぬものとする。 (第三百三十七条の二第五項関係)

6 1又は5の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならないものとする。 (第三百三十七条の二第六項関係)

7 6の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される民事訴訟費用等に関する法律の規定による訴えの提起の手数を納付しないときは、この限りでないものとする。 (第三百三十七条の二第七項関係)

8 7ただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。 (第

百三十七条の二第八項関係)

9 8の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。 (第百三十七条の二第九項関係)

二十 口頭弁論

1 釈明処分

(一) 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、訴訟書類若しくは訴訟において引用した文書その他の物件で当事者の所持するもの又は訴訟においてその記録された情報の内容を引用した電磁的記録で当事者が利用する権限を有するものを提出させることができるものとする。 (第百五十一条第一項第三号関係)

(二) (一)の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。 (第百五十一条第二項関係)

(三) (一)の規定により提出された文書及び(二)の規定により提出された電磁的記録については、十七4の規定

定は、適用しないものとする。 (第一百五十一条第三項関係)

2 通訳人の立会い等

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするのできる方法によつて、通訳人に通訳をさせることができるものとする。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をするのできる方法によつてすることができるものとする。 (第一百五十四条第二項関係)

3 口頭弁論に係る電子調書の作成等

(一) 裁判所書記官は、口頭弁論について、期日ごとに、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書 (期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。) を作成しなければならないものとする。 (第一百六十条第一項関係)

(二) 裁判所書記官は、(一)の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならないものとする。 (第百六十条第二項関係)

(三) (二)の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に当事者その他の関係人が異議を述べたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、その異議があつた旨を明らかにする措置を講じなければならないものとする。 (第百六十条第三項関係)

(四) 口頭弁論の方式に関する規定の遵守は、(二)の規定によりファイルに記録された電子調書によつてのみ証明することができるとすること。ただし、当該電子調書が滅失したときは、この限りでないものとする。 (第百六十条第四項関係)

4 口頭弁論に係る電子調書の更正

(一) 3(二)の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができるものとする。 (第百六十条の二第一項関係)

(二) (一)の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録し

てしなければならないものとする。 (第百六十条の二第二項関係)

二十一 準備書面等

1 準備書面

相手方が在廷していない口頭弁論においては、次の各号のいずれかに該当する準備書面に記載した事実でなければ、主張することができないものとする。 (第百六十一条第三項関係)

(一) 相手方に送達された準備書面

(二) 相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出された場合における当該準備書面

(三) 相手方が六二(一)の規定により準備書面の閲覧をし、又は六二(二)の規定により準備書面の複写をした

場合における当該準備書面

2 準備書面等の提出期間

裁判長の定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をする当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説明しなければならないものとする。 (第百六十二条第

二項関係)

3 当事者照会

- (一) 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相
当の期間を定めて、書面により、又は相手方の選択により書面若しくは電磁的方法のいずれかにより
回答するよう、書面により照会をすることができるものとする。 (第百六十三条第一項関係)
- (二) 当事者は、(一)の書面による照会に代えて、相手方の承諾を得て、電磁的方法により照会をすること
ができるものとする。 (第百六十三条第二項関係)
- (三) 相手方(一)の規定により書面又は電磁的方法のいずれかにより回答するよう照会を受けたものを除
く。) は、(一)の規定による書面による回答に代えて、当事者の承諾を得て、電磁的方法により回答を
することができるものとする。 (第百六十三条第三項関係)

二十二 争点及び証拠の整理手続

1 弁論準備手続における訴訟行為等

- (一) 裁判所は、弁論準備手続の期日において、二十七(一)に規定する電磁的記録に記録された情報の内
容に係る証拠調べ及び調査嘱託の結果等の提示をすることができるものとする。 (第百七十条第

二項関係)

(二) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、

裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備
手続の期日における手続を行うことができるものとする。 (第七十条第三項関係)

2 受命裁判官による弁論準備手続

弁論準備手続を行う受命裁判官は、電磁的記録を提出してする証拠調べの申出及び電磁的記録の送付
の嘱託についての裁判をすることができるものとする。 (第七十一条第三項関係)

3 書面による準備手続の開始

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、事件を書面による準備手続(当事者の出頭
なしに準備書面の提出等により争点及び証拠の整理をする手続をいう。以下同じ。)に付することがで
きるものとする。 (第七十五条関係)

4 書面による準備手続の方法等

(一) 裁判長は、書面による準備手続を行う場合には、準備書面の提出又は特定の事項に関する証拠の申

出をすべき期間を定めなければならないものとする。 (第七十六條第一項關係)

- (二) 裁判所は、書面による準備手続を行う場合において、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができ、方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができ、この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができるものとする。 (第七十六條第二項關係)

- (三) 釈明権等、訴訟指揮等に対する異議並びに争点及び証拠の整理の結果を要約した書面の提出に関する規定は、書面による準備手続について準用するものとする。 (第七十六條第三項關係)

5 受命裁判官による書面による準備手続

- (一) 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができるものとする。 (第七十六條の二第一項關係)

- (二) 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、4の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。ただし、訴訟指揮等に対する異議についての裁判は、受訴裁判所が

するものとする。 (第百七十六条の二第二項関係)

二十三 証拠

1 裁判所外における証拠調べ

裁判所（受命裁判官及び受託裁判官を含む。）は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、裁判所外における証拠調べのを行うことができるものとする。 (第百八十五条第三項関係)

2 調査の囑託

裁判所は、当事者に対し、囑託に係る調査の結果の提示をしなければならないものとする。 (第百八十六条第二項関係)

3 参考人等の審尋

(一) 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、参考人を審尋することができる

できるものとする。この場合において、当事者双方に異議がないときは、裁判所及び当事者双方と参考人とが音声の送受信により同時に通話をする方法によって、参考人を審尋することができるとすること。（第百八十七条第三項関係）

(二) (一)の規定は、当事者本人を審尋する場合について準用するものとする。 （第百八十七条第四項関係）

二十四 証人尋問

1 書類等に基づく陳述の禁止

証人は、書類その他の物に基づいて陳述することができないものとする。ただし、裁判長の許可を受けたときは、この限りでないものとする。 （第二百三条関係）

2 映像等の送受信による通話の方法による尋問

裁判所は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、証人の尋問をすることができるものとする。 （第二百四条関係）

(一) 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合

(二) 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認める場合

(三) 当事者に異議がない場合

3 尋問に代わる書面の提出

(一) 証人は、尋問に代わる書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができるものとする。

この場合において、当該証人は、当該書面を提出したものとみなすものとする。 (第二百五条第二項関係)

(二) 裁判所は、当事者に対し、尋問に代わる書面に記載された事項又は(一)の規定によりファイルに記録

された事項若しくは(一)の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならないものとする。 ()
第二百五条第三項関係)

二十五 鑑定

1 鑑定人の陳述の方式等

(一) 鑑定人は、書面で意見を述べることに代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録する方法又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法により意見を述べることができるものとする。この場合において、鑑定人は、書面で意見を述べたものとみなすものとする。 (第二百五条第二項関係)

(二) 裁判所は、当事者に対し、鑑定人の提出した書面に記載された事項又は(一)の規定によりファイルに記録された事項若しくは(一)の記録媒体に記録された事項の提示をしなければならないものとする。 (第二百五条第四項関係)

2 映像等の送受信による通話の方法による陳述

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、意見を述べさせることができるものとする。 (第二百十五条の三関係)

3 鑑定の嘱託

(一) 裁判所が鑑定を嘱託した場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、官庁、公署又は法人の指定した者に鑑定の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の説明をさせることができるものとする。 (第二百十八条第二項関係)

(二) 裁判所が鑑定を嘱託した場合において、裁判所は、当事者に対し、嘱託に係る鑑定の結果の提示をしなければならぬものとする。 (第二百十八条第三項関係)

二十六 書証

提出又は送付に係る文書については、十七四の規定は、適用しないものとする。 (第二百二十七条

第二項関係)

二十七 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

1 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出

(一) 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出は、当該電磁的記録を提出し、又は当該電磁的記録を利用する権限を有する者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならないものとする。 (第二百三十一条の二第一項関係)

(二) (一)の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出する方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。 (第二百三十一条の二第二項関係)

2 書証の規定の準用等

(一) 文書提出命令、文書送付嘱託、文書の留置及び文書の成立等に関する規定は、1(一)の証拠調べについて準用するものとする。 (第二百三十一条の三第一項関係)

(二) 電磁的記録の提出の命令に係る電磁的記録の提出及び電磁的記録の送付の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、当該電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

と。(第二百三十一条の三第二項関係)

二十八 検証

裁判所は、当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によつて、検証をすることができるとすること。(第二百三十二条の二関係)

二十九 証拠保全

訴えの提起前における証拠保全の申立ては、尋問を受けるべき者、文書を所持する者若しくは電磁的記録を利用する権限を有する者の居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならないものとする。 (第二百三十五条第二項関係)

三十 判決

1 電子判決書

(一) 裁判所は、判決の言渡しをするときは、最高裁判所規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した電磁的記録(以下「電子判決書」という。)を作成しなければならないものとする。 (

第二百五十二条第一項関係)

- (1) 主文
- (2) 事実
- (3) 理由
- (4) 口頭弁論の終結の日
- (5) 当事者及び法定代理人
- (6) 裁判所

(二) (一)の規定による事実の記録においては、請求を明らかにし、かつ、主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならないものとする。 (第二百五十二条第二項関係)

2 言渡し的方式

(一) 判決の言渡しは、1(一)の規定により作成された電子判決書に基づいてするものとする。 (第二百五十三条第一項関係)

(二) 裁判所は、(一)の規定により判決の言渡しをした場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、

言渡しに係る電子判決書をファイルに記録しなければならないものとする。 (第二百五十三條第二項關係)

3 言渡しの方式の特則

(一) 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防禦の方法をも提出しない場合及び被告が公示送達による呼出しを受けたにもかかわらず口頭弁論の期日に出頭しない場合 (被告の提出した準備書面が口頭弁論において陳述されたものとみなされた場合を除く。) において、原告の請求を認容するときは、2の規定にかかわらず、判決の言渡しは、電子判決書に基づかないですることが出来るものとする。 (第二百五十四條第一項關係)

(二) 裁判所は、(一)の規定により判決の言渡しをしたときは、電子判決書の作成に代えて、裁判所書記官に、当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨を、判決の言渡しをした口頭弁論期日の電子調書に記録させなければならないものとする。 (第二百五十四條第二項關係)

4 電子判決書等の送達

(一) 電子判決書又は3(二)の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録され

た電子調書は、当事者に送達しなければならないものとする。 (第二百五十五条第一項関係)

- (二) (一)に規定する送達は、次に掲げる方法のいずれかによってするものとする。 (第二百五十五条

第二項関係)

- (1) 電子判決書又は電子調書に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書又は当該電子調書に記録されている事項と同一であることを証明したものの送達

- (2) 十四 2 (二)の規定による送達

5 変更の判決

電子呼出状 (十二 2 の規定によりファイルに記録されたものに限る。) により変更の判決の言渡期日の呼出しを行う場合においては、次の各号に掲げる送達の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時に、その送達があつたものとみなすものとする。 (第二百五十六条第三項関係)

- (一) 十四 2 (一)の規定による送達 十四 2 (一)の規定により作成した書面を送達すべき場所に宛てて発した時

(二) 十四 2 (二)の規定による送達 十四 2 (二)本文の通知が発せられた時

6 判決の更正決定

判決の更正の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでないものとする。 (第二百五

十七条第三項関係)

三十一 裁判によらない訴訟の完結

1 訴えの取下げ

(一) 口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日 (以下三十一において「口頭弁論等の期日」という。) において訴えの取下げをするときは、口頭であることを妨げないものとする。この場合において、裁判所書記官は、その期日の電子調書に訴えの取下げがされた旨を記録しなければならないものとする。 (第二百六十一条第四項関係)

(二) 訴えの取下げが相手方の同意を得なければその効力を生じない場合において、訴えの取下げが書面でされたときはその書面を、訴えの取下げが口頭弁論等の期日において口頭でされたとき (相手方が

その期日に出頭したときを除く。)は(一)の規定により訴えの取下げがされた旨が記録された電子調書を相手方に送達しなければならないものとする。 (第二百六十一条第五項関係)

2 和解条項案の書面による受諾

(一) 当事者の一方が出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなすものとする。 (第二百六十四条第一項関係)

(二) 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなすものとする。 (第二百六十四条第二項関係)

3 和解等に係る電子調書の効力

(一) 裁判所書記官が、和解又は請求の放棄若しくは認諾について電子調書を作成し、これをファイルに

記録したときは、その記録は、確定判決と同一の効力を有するものとする。 (第二百六十七条第一項関係)

- (二) (一)の規定によりファイルに記録された電子調書は、当事者に送達しなければならないものとする。この場合においては、三十四(二)の規定を準用するものとする。 (第二百六十七条第二項関係)

4 和解等に係る電子調書の更正決定

- (一) 3(一)の規定によりファイルに記録された電子調書につきその内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができるものとする。 (第二百六十七条の二第一項関係)

- (二) (一)の更正決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。 (第二百六十七条の二第二項関係)

- (三) (一)の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。 (第二百六十七条の二第三項関係)

三十二 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

1 映像等の送受信による通話の方法による尋問

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、証人又は当事者本人の尋問をすることができるとすること。（第二百七十七条の二関係）

2 尋問等に代わる書面の提出

二十四 3 (一) 及び (二) の規定は証人又は当事者本人の尋問に代わる書面の提出について、二十五 1 (一) 及び (二) の規定は鑑定人の意見の陳述に代わる書面の提出について、それぞれ準用するものとする。 (第二百七十八条第二項関係)

3 電子判決書の記録事項

三十一 1 (一) の規定により三十一 1 (一) (2) の事実及び三十一 1 (一) (3) の理由を記録する場合には、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を記録すれば足りるものとする。 (第二百八十条関係)

三十三 控訴

控訴は、電子判決書又は三十三(二)の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に提起しなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した控訴の効力を妨げないものとする。 (第二百八十五条関係)

三十四 再審

判決の証拠となった文書その他の物件が偽造され若しくは変造されたものであつた場合又は判決の証拠となった電磁的記録が不正に作られたものであつた場合には、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができるものとする。ただし、当事者が控訴若しくは上告により当該事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかつたときは、この限りでないものとする。 (第三百三十八条第一項関係)

三十五 手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則

1 証拠調べの制限

(一) 手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに

限りすることができるものとする。 (第三百五十二条第一項関係)

(二) 電磁的記録の提出の命令又は送付の嘱託は、することができないものとする。 (第三百五十二条第二項関係)

(三) 電磁的記録の成立の真否に関する事実については、申立てにより、当事者本人を尋問することができるものとする。 (第三百五十二条第三項関係)

2 異議の申立て

手形訴訟の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書又は三十三(二)の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができるものとする。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げないものとする。 (第三百五十七条関係)

三十六 少額訴訟に関する特則

少額訴訟の終局判決に対しては、電子判決書又は三十三(二)の規定により当事者及び法定代理人、主文、請求並びに理由の要旨が記録された電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をし

た裁判所に異議を申し立てることができるものとする。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げないものとする。 (第三百七十八条第一項関係)

三十七 法定審理期間訴訟手続に関する特則

1 法定審理期間訴訟手続の要件

(一) 当事者は、裁判所に対し、法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申出をすることができるものとする。ただし、次に掲げる訴えに関しては、この限りでないものとする。 (第三百八十一条の二第一項関係)

(1) 消費者契約に関する訴え

(2) 個別労働関係民事紛争に関する訴え

(二) 当事者の双方が(一)の申出をした場合には、裁判所は、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるときを除き、訴訟を法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならないものとする。当事者の一方が(一)の申出をした場合

において、相手方がその法定審理期間訴訟手続による審理及び裁判をすることに同意したときも、同様とするものとする。 (第三百八十一条の二第二項関係)

(三) (一)の申出及び(二)後段の同意は、書面で行わなければならないものとする。ただし、口頭弁論又は弁論準備手続の期日においては、口頭であることを妨げないものとする。 (第三百八十一条の二

第三項関係)

(四) 訴訟が法定審理期間訴訟手続に移行したときは、通常の手続のために既に指定した期日は、法定審理期間訴訟手続のために指定したものとみなすものとする。 (第三百八十一条の二第四項関係)

2

法定審理期間訴訟手続の審理

(一) 1 (二)の決定があったときは、裁判長は、当該決定の日から二週間以内の間において口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定しなければならないものとする。 (第三百八十一条の三第一項関係)

(二) 裁判長は、(一)の期日において、当該期日から六月以内の間において当該事件に係る口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、口頭弁論を終結する日から一月以内の間において判決言渡しをする期日を指定しなければならないものとする。 (第三百八十一条の三第二項関係)

(三) 1(二)の決定があつたときは、当事者は、(一)の期日から五月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内に、攻撃又は防御の方法を提出しなければならないものとする。こと。（第三百八十一条の三第三項関係）

(四) 裁判所は、(三)の期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、法定審理期間訴訟手続の判決において判断すべき事項を確認するものとするものとする。こと。（第三百八十一条の三第四項関係）

(五) 法定審理期間訴訟手続における証拠調べは、(一)の期日から六月（裁判所が当事者双方の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間）以内にしなければならないものとする。こと。（第三百八十一条の三第五項関係）

(六) 法定審理期間訴訟手続における期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ、許すことができないものとする。こと。（第三百八十一条の三第六項関係）

3 通常の手続への移行

(一) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければ

ばならないものとする。 (第三百八十一条の四第一項関係)

(1) 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき。

(2) 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき。

(二) (一)の決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。 (第三百八十一条の四第

二項関係)

(三) 訴訟が通常の手続に移行したときは、法定審理期間訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなすものとする。 (第三百八十一条の四第三項関係)

4 法定審理期間訴訟手続の電子判決書

法定審理期間訴訟手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、2(四)の規定により当事者双方との間で確認した事項に係る判断の内容を記録するものとする。 (第三百八十一条の五関係)

5 控訴の禁止

法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができないものとする。ただし、訴えを却下した判決に対しては、この限りでないものとする。 (第三百八十一条の六関係)

6 異議

(一) 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対しては、訴えを却下した判決を除き、電子判決書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができるものとする。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げないものとする。 (第三百八十一条の七第一項関係)

(二) 手形訴訟における異議申立権の放棄、口頭弁論を経ない異議の却下、異議の取下げ及び事件の差戻しに関する規定は、(一)の異議について準用するものとする。 (第三百八十一条の七第二項関係)

7 異議後の審理及び裁判

(一) 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復するものとする。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をするものとする。 (第三百八十一条の八第一

項関係)

- (二) (一)の異議の申立ては、執行停止の効力を有するものとする。 (第三百八十一条の八第二項関係)
- (三) 裁判所は、異議後の判決があるまで、法定審理期間訴訟手続の終局判決の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるとすること。 (第三百八十一条の八第三項関係)
- (四) 手形訴訟における異議後の判決及び異議後の判決における訴訟費用に関する規定は、(一)の審理及び裁判について準用するものとする。 (第三百八十一条の八第四項関係)

三十八 督促手続

1 電子支払督促の記録事項

- (一) 裁判所書記官は、支払督促を発するとき、最高裁判所規則で定めるところにより、電子支払督促(支払督促に関する法定の事項を記録し、かつ、債務者がその送達を受けた日から二週間以内に督促異議の申立てをしないときは債権者の申立てにより仮執行の宣言をする旨を併せて記録した電磁的記録をいう。以下同じ。)を作成しなければならないものとする。 (第三百八十七条第一項関係)
- (二) 裁判所書記官は、(一)の規定により電子支払督促を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところ

により、これをファイルに記録しなければならないものとする。 (第三百八十七条第二項関係)

2 電子支払督促の送達

電子支払督促は、債務者に送達しなければならないものとする。 (第三百八十八条第一項関係)

3 電子情報処理組織による支払督促の申立て

民事訴訟法第八編第二章の規定による督促手続を取り扱う裁判所として最高裁判所規則で定める簡易裁判所 (4において「指定簡易裁判所」という。) の裁判所書記官に対しては、支払督促の申立てを管轄する簡易裁判所が別に最高裁判所規則で定める簡易裁判所である場合にも、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により支払督促の申立てをすることができるものとする。 (第三百九十七条関係)

4 電子情報処理組織による送達の効力発生の時期

十四 3 の規定にかかわらず、送達を受けるべき債権者の同意があるときは、指定簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた支払督促の申立てに係る督促手続に関する十四 2 (二) の規定による送達は、十四 2 (二) の通知が当該債権者に対して発せられた時に、その効力を生ずるものとする。 (第三百九十九条

関係)

第三 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（第三条関係）

特許法第百五条の二の三第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第
八十一条第一項又は第八十二条第一項の規定による申立て、種苗法第四十条第一項又は第四十一条第一項の
規定による申立て及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律第十一条第一項又は第十二条第一項
の規定による申立てについて、五百円の手数料を納めなければならないものとする。〔別表第一の一七
の項ホ関係〕

第四 民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（第四条関係）

一 当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額

強制執行の申立て又は配当要求のための債務名義の記録事項証明書の交付を受けるために要する費用を
、当事者等又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用とするものとする。〔第二条第十二号関係
〕

二 特定申立てをする場合の郵便物の料金等に充てるための費用及び申立ての手数料の額

1 第二の十七1(一)（行政事件訴訟法第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第二の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）に係る手続においては、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用を納めることを要しないものとする。こと。（第十一条第一項ただし書関係）

2 特定申立てをする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ別表第二の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならないものとする。こと。（第三条第二項及び別表第二関係）

3 和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたときは、当該申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額（当該申立てが和解の申立てに係るものである場合にあつては二千円を、当該申立てが支払督促の申立てに係るものである場合にあつては別表第二の一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）を控除した額の手数料を納めなければならないものとする。こと。（第三条第三項関係）

三 手数料の納付の方法

次に掲げるものの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもって納めなければならないものとする。ただし、申立てを書面をもってすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができるものとする。 (第八条第一項関係)

1 特定申立て

2 別表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

四 手数料の還付

手数料の還付に係る事項は、裁判所書記官の処分によるものとする。 (第九条第一項及び第二項並びに第十条第二項関係)

五 手数料以外の費用の予納の方法

手数料以外の費用の予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもってしなければならないものとする。 (第十二条第二項関係)

六 裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例

担保権利者に対する権利行使の催告（第二の三）及び口頭弁論に係る電子調書の更正（第二の二十四）等に係る費用に関する手続は、裁判所書記官が行うものとする。 （第十三条の二関係）

七 調査の嘱託をした場合の報酬の支給等

第二の十六の二の規定により電磁的記録の送付を嘱託したときは、請求により、当該電磁的記録の作成に必要な費用を支給するものとする。 （第二十条第二項関係）

八 旅費、日当及び宿泊料の額

旅費、日当及び宿泊料（本邦と外国との間の旅行に係るものを含む。）の額は、裁判所書記官が定めるものとする。 （第二十一条第二項、第二十二条第二項、第二十三条第二項及び第二十四条関係）

九 第三債務者の供託の費用の請求等

民事執行法第一百五十六条第三項（これを準用する場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、第二十八条の二第一項各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 （第二十八条の二第一項関係）

十 申立ての手数料の徴収

秘匿決定を求める申立て（第一の二一（一））、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て（第一の二二（二））、秘匿決定等の取消しの申立て（第一の二四（一））及び秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をする事の許可を求める申立て（第一の二四（二））について、五百円の手数料を納めなければならないものとする。 （別表第一の一七の項イ（イ）及び別表第二の一三の項イ関係）

十一 電磁的訴訟記録に関する事項の手数料の徴収

事件記録の複写（第二の六二（二））、事件記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供（第二の六二（三））及び事件に関する事項を証明した電磁的記録の提供（第二の七）について、別表第三の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならないものとする。 （別表第三の一の項から三の項まで関係）

第五 人事訴訟法の一部改正（第五条関係）

離婚の訴えに係る訴訟における和解の期日及び弁論準備手続の期日においては、音声の送受信により同時

に通話をすることができする方法によって手続に参与した当事者は、和解及び請求の認諾をすることができないものとする。ただし、当該期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって行われた場合には、この限りでないものとする。 (第三十七条第四項関係)

第六 家事事件手続法の一部改正 (第六条及び第七条関係)

一 調停の成立

離婚又は離縁についての調停事件においては音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつては、調停を成立させることができないものとする。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による場合は、この限りでないものとする。 (第二百六十八条第三項関係)

二 合意に相当する審判の要件

申立ての趣旨のとおり審判を受けることについての合意は、音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によつては、成立させることができないものとする。ただし、家庭裁判所及び当事者

双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでないものとする。 (第二百七十七条第二項関係)

第七 民事執行法の一部改正 (第八条及び第九条関係)

差押債権者又はその法定代理人の住所又は氏名について第一の二一(一)の決定がされたとき等には、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託すべきことを第三債務者に命ずる命令を発することができるものとする。 (第六十一条の二関係)

第八 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

第九 附則

一 施行期日等

1 この法律は、原則として、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。 (附則第二条から第二十八条まで並びに第二百二十四条及び第二百五条関係)

二 関係法律の整備等

この法律の施行に伴い、民法等の関係法律の規定の整備等をするものとする。 (附則第二十九条から第二百二十三条まで関係)

三 検討条項

この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。 (附則第二百二十六条関係)